

# 役員等報酬規程

## 第1条 (総則)

本規程は、社会福祉法人桑の実会（以下、法人という）の役員および評議員の報酬ならびに賞与、費用、退職慰労金について定める。

## 第2条 (役員の種類)

本規程の対象となる役員とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事、会長をいう。
- (2) 理事のうち、法人を主たる勤務場所として週3日以上勤務する者を常勤理事という。常勤理事以外の理事を非常勤理事という。
- (3) 常勤理事のうち、理事会により法人業務の執行を選任された者を業務執行理事という。

## 第3条 (定義)

報酬とは、業務に応じて支給されるものであり、その業務遂行に伴い発生する旅費交通費等の費用とは明確に区分される。退職慰労金についても報酬並びに費用とは明確に区分される。

## 第4条 (報酬)

理事長および業務執行理事、会長に支給する報酬月額は、別表1で算出された金額の範囲で、評議員会で議決された金額とする。

- 2 理事長および業務執行理事、会長以外の常勤理事に支給する報酬は、別表2で定める金額とする。
- 3 非常勤理事および監事に支給される報酬は、別表3で定める金額とする。
- 4 評議員に支給される報酬は、別表4で定める金額とする。
- 5 報酬の合計が、法人全体の事業活動収入もしくはサービス活動収益のいずれか低い方の1%を超えないものとする。

## 第5条 (賞与)

理事長および業務執行理事、会長に支給する賞与は、別表5で算出された金額とする。

- 2 理事長および業務執行理事以外の常勤理事に支給する賞与は、職員給与規程に準ずるものとする。
- 3 非常勤役員および監事、評議員には支給されない。
- 4 法人経営状況、社会経済状況を勘案し、理事長が増減率を決定することができる。

## 第6条 (費用)

役員および評議員がその職務にあたって発生した費用は、請求があった日から遅滞なく実費を支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員会および評議員会に出席するための交通費は支払われない。

#### 第7条 (退職慰労金)

常勤理事および会長は退職時に退職慰労金を受け取ることができる。

- 2 理事長および業務執行理事、会長の退職慰労金は別表6に定める金額とする。
- 3 理事長および業務執行理事以外の常勤理事の退職金は、職員給与規程に準ずるものとする
- 4 非常勤役員および監事、評議員には支給されない

#### 第8条 (退職慰労金の確保)

前条で定めた退職慰労金を確保するために、理事長および業務執行理事、会長を保険に加入させ、その保険金を充当する。保険金で充当できなければ法人負担とする。

#### 第9条 (特別減額)

常勤理事が在任中に重大な損害を法人に与えた場合、第4条で定めた報酬並びに第5条で定めた賞与および第7条で定めた退職慰労金の金額を減額することができる。

#### 第10条 (在任期間中の死亡)

理事長および業務執行理事、会長が任期中に死亡した場合は、退職慰労金と関係のある法人加入の生命保険の死亡給付金を弔慰金として支給する。

#### 第11条 (報酬等の支払方法)

報酬等の支払は、法令に定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき金額からその金額を控除して支払うものとする

- 2 支払方法は、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 支払日は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 役員の報酬については、毎月15日とする
  - (2) 評議員の報酬については、評議員会開催の翌月15日とする
  - (3) 賞与については、毎年7月15日と12月15日とする
  - (4) 費用については、請求があつてから10日以内とする
  - (5) 理事長および業務執行理事、会長の退職慰労金については、退職から次に迎える誕生月以降とする。
  - (6) 理事長および業務執行理事、会長以外の常勤理事の退職金は、職員給与規程に準ずるものとする。
  - (7) 前各号に定めた支払日が休日または金融機関非営業日の場合は、その前日に支給する。

#### 第12条 (日割り計算)

新たに役員および評議員となった者には、その日から月額報酬を支給する。

- 2 役員および評議員が離職または死亡した場合は、その日まで月額報酬を支給する

第13条 （公表）

法人は、この規程をもって役員および評議員の報酬等の支給基準として公表する。

2 法人現況報告書において、当該年度の報酬総額を公表する。

第14条 （改廃）

この規程の改廃は、理事会および評議員会の決議を経て行う。

第15条 （補則）

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会および評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

付 則

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

本規程は、令和 元 年 7 月 1 日より実施する。

本規定は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

## 別表 1

理事長および業務執行理事、会長に対する報酬

会 長 月額 700 千円以下

理 事 長 月額 1,200 千円以下×12 ヶ月+賞与または法人全体の事業活動収入の 0.40%以下

専務理事 月額 1,000 千円以下×12 ヶ月+賞与または法人全体の事業活動収入の 0.35%以下

常務理事 月額 1,000 千円以下×12 ヶ月+賞与または法人全体の事業活動収入の 0.35%以下

業務理事 月額 800 千円以下×12 ヶ月+賞与または法人全体の事業活動収入の 0.30%以下

※いずれも低い金額を報酬の上限とする

※法人全体の事業活動収入の割合から算出された金額を報酬とする場合、算出された金額を 15 で割った金額が月額報酬となる

## 別表 2

理事長および業務執行理事、会長以外の常勤理事に対する報酬

月額 20 千円

## 別表 3

非常勤理事および監事に対する報酬

月額 20 千円

監事監査 1 回につき 100 千円

## 別表 4

評議員に対する報酬

一回 10 千円

## 別表 5

理事長および業務執行理事、会長に対する賞与

夏季賞与 月額報酬×1.5

冬季賞与 月額報酬×1.5

## 別表 6

理事長および業務執行理事、会長に対する退職慰労金

報酬月額×在任年数

但し、上限を 20,000 千円とする